

中 部 経 営 ・ 辻 ・ 本 郷 税 理 士 法 人 が お 届 け す る

# Viewpoint

ビューポイント

2013.夏

法人の方へ

給与・雇用を増やして法人税が減税に  
所得拡大促進税制の創設と雇用促進税制の拡充

個人の方へ

中間層にも相続増税  
もはや富裕層だけではない!

労務・保険の  
気になる話

65歳まで雇用義務化で人事・給与はどう変わる?  
改正高年齢者雇用安定法



中部経営辻本郷税理士法人  
CHUBU-KEIEI TSUJI HONGO

# 給与・雇用を増やして法人税が減税に 所得拡大促進税制の創設と雇用促進税制の拡充

中部経営・辻・本郷税理士法人

理事長 税理士 村尾 実



給与等支給増加額の10%を税額控除できます。  
但し、法人税額の10%が限度とされ  
中小企業等については20%が限度  
となります。

## 控除額

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度。個人事業主の場合は、平成26年1月1日から平成28年12月31日までの各年。  
(注)雇用促進税制とは選択適用とされています。

## 適用できる期間

アベノミクスの経済対策の一つとして、近年減少傾向にある民間給与の水準を引き上げ、税制面からも後押しするために創設されたのが所得拡大促進税制です。  
青色申告法人が、国内の雇用者に支給する給与を基準年度と比較して5%以上増加した場合、その増加額の10%の税額控除ができる制度です。

## 所得拡大促進税制 の創設

## 適用するための要件

次の3つの要件を全て満たした場合に適用されます。

- 1 給与総額が5%以上増加
- 2 給与総額が前期以上平均給与が前期以上
- 3 平均給与が前期以上

### 適用要件の解説

#### 1 給与総額が5%以上増加

$$\text{各年度の給与等の支給増加額} \geq \text{基準年度(注1)の給与等支給額} \times 5\%$$

$$\text{給与等の支給増加額} = \text{基準年度の給与等支給額} - \text{各年度の給与等支給額}$$

#### 2 給与総額が前期以上

$$\text{各年度の給与等支給額} \geq \text{各年度の直前事業年度の給与等支給額}$$

#### 3 平均給与が前期以上

$$\text{各年度の平均給与等支給額} \geq \text{各年度の直前事業年度の平均給与等支給額}$$

(注1)「基準年度」とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度をいいます。

### 3月決算法人の場合

控除対象給与等支給増加額の10%を税額控除

基準年度 (注1)  
基準年度の給与等支給額

H25.3月期  
H24年4月1日～  
H25年3月31日

基準年度からの增加額  
控除対象給与等支給増加額

H26.3月期  
H25年4月1日～  
H26年3月31日

基準年度からの增加額  
控除対象給与等支給増加額

H27.3月期  
H26年4月1日～  
H27年3月31日

基準年度からの增加額  
控除対象給与等支給増加額

H28.3月期  
H27年4月1日～  
H28年3月31日

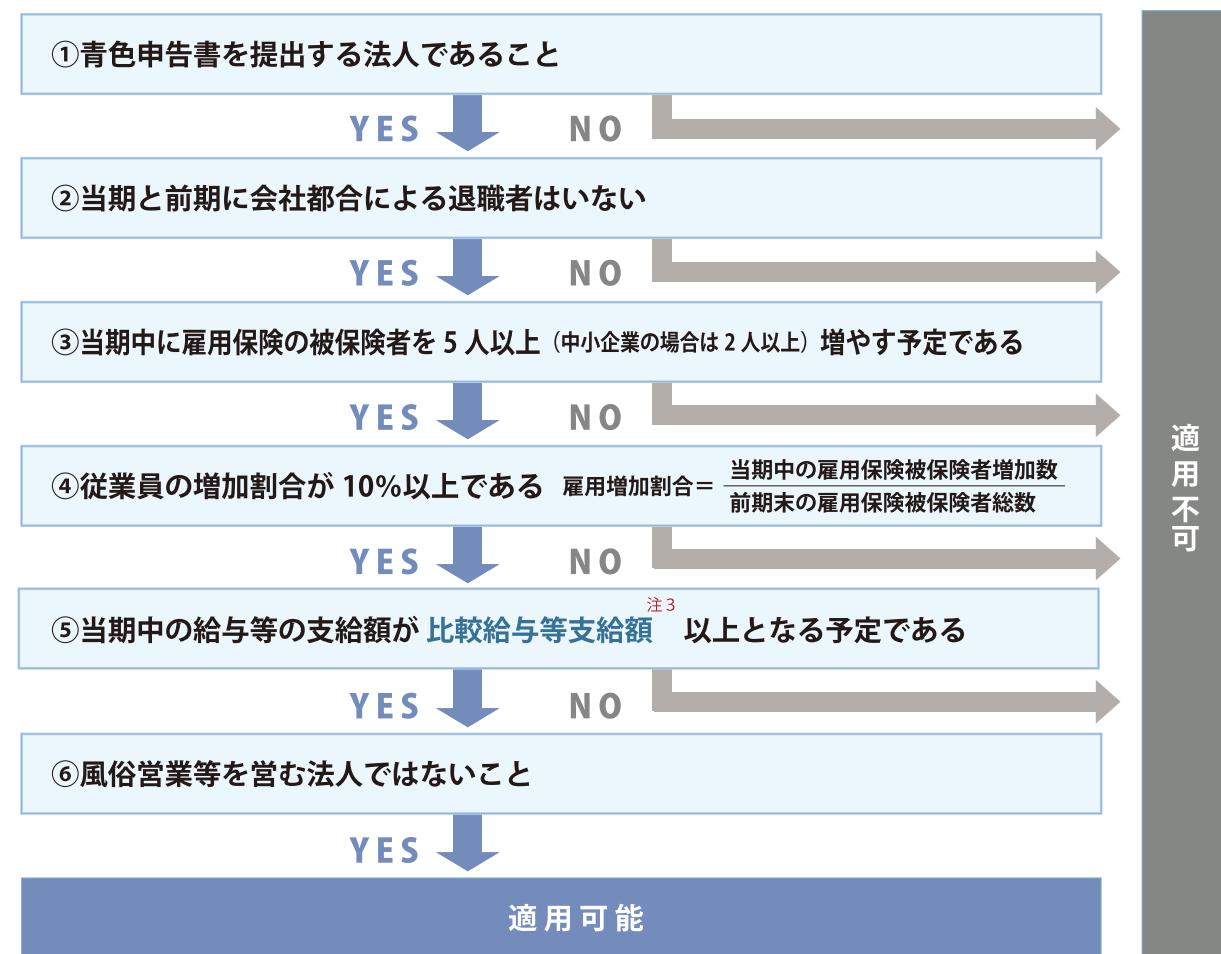
## 雇用促進税制の拡充

平成26年3月31日までの期間内に始まる事業年度（以下「適用年度」と表記）<sup>注1</sup>において、雇用者増加数5人以上（中小企業は2人以上）かつ、雇用増加率が10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり40万円の税額控除<sup>注2</sup>が受けられます。

ただし、特例を受けるためには適用年度開始後2ヶ月以内に、本社・本店を管轄するハローワークに「雇用促進計画」を提出する必要があります。

<sup>注1</sup> 個人事業主の場合は、平成24年1月1日から平成26年12月31日まで。  
<sup>注2</sup> 当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度になります。  
※ 平成25年3月31日までに始まる事業年度については、1人当たり20万円の税額控除となります。

## 雇用促進税制適用有無チェックシート



<sup>注3</sup> 比較給与等支給額 = 前期の給与等の支給額 + (前期の給与等支給額 × 雇用増加割合 × 30%)

# 給与・雇用を増やして法人税が減税に

## 所得拡大促進税制の創設と雇用促進税制の拡充

**節税は期待できても  
新規採用は計画的に**

所得拡大促進税制では、追加的な給与などの支払いにより税引後利益が増える場合があります。計算上では、平均給与などの要件を満たしていれば、支払い給与総額をわずかに増やすだけで、それ以上に法人税が減税されることもあります。

ただし、注意したいのは、これらの税制はあくまでも税額控除制度なので、黒字で税金が発生する事業者しかメリットを受けられないということ。下記適用例のA社のように、雇用者数、給与総額、平均給与がすべて右肩上がりでなくとも、適用が受けられるケースはあります。

しかしながら、一時的な減税効果はあるものの、正社員の採用は社会保険などの長期的な固定費の増大を招き、一旦採用すると単には解雇できないので、注意しなければなりません。

### 資本金1億円以下の中小企業A社の場合 所得拡大促進税制・雇用促進税制の適用例

	平成25年3月期（基準年度）	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
給与総額	4500万円	4726万円(5%増)	5040万円(12%増)	5454万円(21%増)
平均給与	300万円	278万円	280万円	303万円
雇用者数	15人	17人(13%増)	18人	18人
所得拡大促進税制の控除額	—	平均給与が減少したため適用不可	給与総額が平成25年3月期より5%以上増加かつ平均給与が前期以上とのため適用可 $(5040万 - 4500万) \times 10\% = 54万円$	給与総額が平成25年3月期より5%以上増加かつ平均給与が前期以上とのため適用可 $(5454万 - 4500万) \times 10\% = 95万円$
雇用促進税制の控除額	—	雇用者が2人かつ10%以上増加 $40万 \times 2人 = 80万円$ (この年度で終了)	適用年度経過 <small>注1</small>	適用年度経過 <small>注1</small>

注1 雇用促進税制は、H23.4.1～H26.3.31までの間に開始する各事業年度において適用

# 中間層にも相続増税

もはや富裕層だけではない!

以前から話題になっていた相続増税がついに決まりました。現行では、相続人3人(妻、子2人)で相続財産が8000万円までなら非課税ですが、平成27年1月1日以後の相続から4800万円に縮小されます。これにより、5000万円の相続財産でも10万円、8000万円の相続財産の場合は175万円の納税が必要になります。

課税対象者はこれまでよりも5割程度増加すると予想され、これまで「財産が少ないから相続税は関係ない」と思っていた方も、もはや他人事とは言えなくなります。

一言で相続財産といつても、預貯金や現金だけではありません。財産として評価されるのは、このほか株式、土地、家屋、死亡保険金などがあります。これらの合計を把握して、どのくらいの税金かかるものなのか、一度計算してみてください。

納税が必要になる場合は、予め生前贈与などで対策することもできます。

**相続税の基礎控除額  
40%引き下げに**

## 相続税の基礎控除額の引下げ

改正前
5,000万円 + 1000万円 × 法定相続人の数



改正後
3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

## 相続税額シミュレーション

家族構成：本人・配偶者・子2人の場合

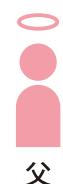
※配偶者の税額軽減を法定相続分まで活用するものとする。  
※子供はすべて成人とし、孫の養子縁組はないものとする。

相続財産	改正前	改正後	増税額
5千万円	0	10万円	10万円
8千万円	0	175万円	175万円
1億円	100万円	315万円	215万円
2億円	950万円	1,350万円	400万円
3億円	2,300万円	2,860万円	560万円
4億円	4,050万円	4,610万円	560万円
5億円	5,850万円	6,555万円	705万円
7億円	9,900万円	1億870万円	970万円
10億円	1億6,650万円	1億7,810万円	1,160万円
15億円	2億8,450万円	3億315万円	1,865万円
20億円	4億950万円	4億3,440万円	2,490万円

例えば、母と子2人が8000万円の財産を相続した場合

土地：路線価8万円／m<sup>2</sup>  
×500m<sup>2</sup>(約150坪) = 4000万円  
家屋(固定資産評価額) = 1000万円  
株や預貯金などの金融資産 = 3000万円  
**合計 8000万円**

上記のような資産を相続する場合、これまで課税対象にはならなかつたので、納税も申告も必要ありませんでしたが、平成27年1月1日以後は相続税の納税、申告が必要になります。ちなみに、資産8000万円の相続にかかる相続税額は約175万円です。



**8000万円**

相続税は約175万円



# 65歳まで雇用義務化で人事・給与はどう変わる？

## 改正高年齢者雇用安定法

中部経営・辻・本郷税理士法人

資産税務部

社会保険労務士・

ファイナンシャルプランナー

中田 陽介



**背景には、  
年金の支給開始  
年齢引き上げ**

今年4月からの施行の「改正高年齢者雇用安定法」により、すべての企業に定年に達した従業員の65歳までの雇用確保が義務づけられました。平成18年の法改正の時点では、企業はすでに「継続雇用」「定年の引き上げ」「定年廃止」のいずれかの雇用確保措置を導入しているはずですが、今回の改正では大きな変更点があります。（※図1・2）

従来は労使協定で定めた「基準」に基づき、企業側が継続雇用する社員を限定できましたが、今回の改正では、そういうた「限定のしくみ」が廃止に。

また、この雇用確保措置の規定に違反し、さらに厚生労働大臣の指導勧告に従わなかった場合に、企業名が公表されることもあります。

企業側にとつては、継続雇用の対象者を能力などで絞り込めなくなりため、高齢者雇用の増加に伴う人件費負担に備えた対応を迫られます。また、当分の間60歳に達する社員がいない企業の場合でも、継続雇用制度に関する何らかの措置を講じておかなければなりません。

はたし、法改正前に継続雇用制度の対象者を限定する「基準」を設けていた事業主に関しては、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢に到達した以降の従業員を対象に、その「基準」を引き続き適用できる12年間の経過措置が設けられています。（※図3）

月から始まる老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢の引き上げです。再雇用を希望しなければ無収入になる「公的年金の空白期間」が生じてしまうため、60歳で定年を迎える人の大多数が再雇用を希望するものと予想されます。事業主にとつては、人件費の負担増のみならず、高齢者が活躍できる職場の創設や人材育成等も大きな課題になるでしょう。

この法改正の背景にあるのが、4

月から始まる老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢の引き上げです。再雇用を希望しなければ無収入になる「公的年金の空白期間」が生じてしまうため、60歳で定年を迎える人の大多数が再雇用を希望するものと予想されます。

### 従来

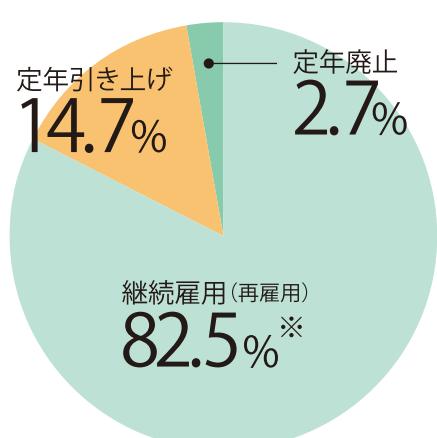
- 60歳を下回る定年設定を禁止
- 65歳までの雇用確保措置導入を義務づけ

※ 労使協定で定めた基準に基づき、継続雇用者を限定できる

### 平成25年4月～

- 継続雇用の対象者を労使協定で定めた基準で限定できる仕組みを廃止
- 継続雇用の対象者を雇用する企業の認定範囲をグループ企業まで拡大（従来は、子会社まで）
- 義務違反には企業名公表のペナルティ
- 高年齢者雇用確保措置の実施、運用に関する指針の策定
- 厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢に到達した以降の者を対象に、基準を引き続き適用できる12年間の経過措置を設ける

図1 高年齢者雇用安定法改正による変化



## 平成25年4月から施行された「改正高年齢者雇用安定法」により人事・給与はどう変わるのが。65歳までの雇用義務化による影響をまとめてみます。

ようとしています。（※図1）継続雇用のメリットは、継続雇用の対象者の待遇や労働条件について比較的柔軟な対応ができること。厚生労働省は、高齢者の安定した雇用を確保するという高年齢者雇用安定法の趣旨を踏まえていれば、労働時間、賃金、待遇などに関して事業主と労働者の間で決めることができるとしています。

### 再雇用等で 賃金低下の場合 高年齢雇用継続 給付を申請

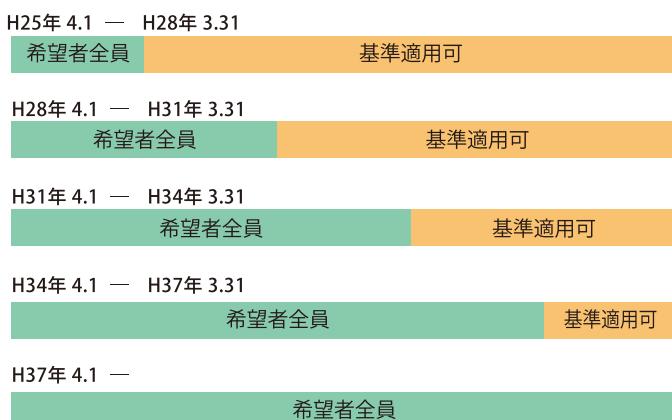
このような流れから、再雇用等の場合は賃金水準が下がるケースが多いと予測されますが、その際に賃金の低下分を補つてくれるのが雇用保険から支給される「高年齢雇用継続給付」です。受け取るための要件としては、①雇用保険の被保険者であった期間が5年以上あり、過去の基本手当の受け取り終了から5年以上経過している②支給対象月の賃金が定年時（60歳到達時）の賃金月額の75%未満であるということ。61%未満の場合は、賃

金の15%分まで支給されます。とはいっても、支給対象月の給与水準が一定以上の場合は、給付を受けられません。

高年齢雇用継続給付は、再雇用等で賃金が低下しても一定額を補えないので、老齢年金が60歳から支給されない世代にとつては心強い制度です。ただし、この給付が受けられるのは最長65歳まで。また、「賃金」「老齢厚生年金」「高年齢雇用継続給付金」を同時に受給すると、年金が調整されるのでご注意ください。「賃金」と「老齢厚生年金」を一緒に受け取る場合は、年金（在職老齢年金）が減額になるに加え、高年齢雇用継続給付も受給するとさらに年金が減額されます。

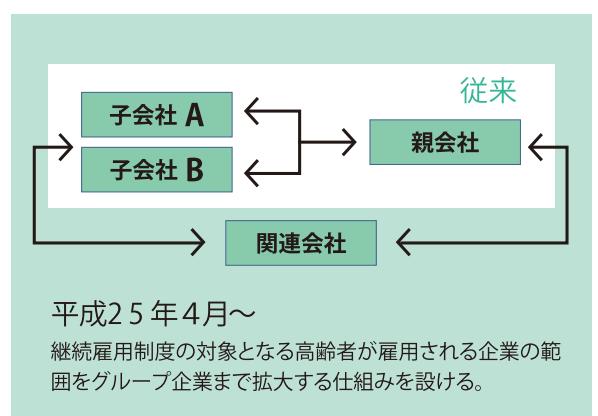
高年齢雇用継続給付を受けるためには、原則として2か月に1度支給申請書を提出しなければなりません。提出先は、事業所の所在地を管轄する公共職業安定所。被保険者に代わって事業主が提出する場合は、労使間での協定が必要となります。

図3 「基準」廃止の経過措置



60 61 62 63 64 65歳

図2 雇用する企業範囲の拡大



平成25年4月～

継続雇用制度の対象となる高齢者が雇用される企業の範囲をグループ企業まで拡大する仕組みを設ける。

※ 子会社・関連会社の範囲は、会社法等の定義を参考に厚生労働省令で定める。

# 私たちが税務のお手伝いをしています



## Tsuji・Hongo CLUB [辻・本郷クラブ入会のご案内]

辻・本郷 税理士法人が運営する会員専用のビジネスセミナーです。最新の方法と時代のトレンドをしっかりとつかみ、会員の皆様とともに経営戦略・戦術を学びます。

### 開催日時

8月と12月を除く毎月第3水曜日を原則とする年間10回開催。

16:00-19:00

※ 内容に応じて開始時間を変更する場合がございます。

### 講演時間

第1部 16:00-17:30 講師 本郷 孔洋  
第2部 17:40-19:00 講師 ゲスト

### 講演会場

辻・本郷 税理士法人 セミナールーム  
〒163-0631 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル31F

### セミナー参加数

1会員2名様までの参加が可能です。

### 入会金・年会費

入会金 52,500円(税込)  
年会費 210,000円(税込)

### 魅力あるセミナー

辻・本郷 税理士法人 理事長である本郷孔洋の定点観測と時に応じた多様な時評を取りまとめた 100 ページを超えるセミナーレジメと経済、政治、ジャーナリズム、スポーツ、官界、学会、IT、介護等々の多彩なゲスト講師陣による講演は、皆様の経営戦略、経営戦術の一助となり得るものと思います。話題のゲスト講師の方々をご紹介いたします。

### お招きしたゲスト講師のみなさま

ワタミ株式会社 渡邊美樹氏 / 株式会社サイバーエージェント 藤田晋氏 / エスピー食品株式会社 濑古利彦氏 / 第六十六代横綱 花田勝氏 / 明治大学教授 北野大氏 / 外交ジャーナリスト 手嶋龍一氏 / 大和総研(元日銀副総裁) 武藤敏郎氏 / 白鷹大学 福岡政行氏 / 作家 林真理子氏 / 作家 逢坂剛氏 / 早稲田大学大学院 准教授 池上重輔氏 / 独協大学教授 森永卓郎氏 / など

### お問い合わせ先

Tsuji・Hongo CLUB事務局 担当:坂本・池田 tel 03・5323・3310 fax 03・5323・3545